

(目的)

第1条 この介護休業等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則（平成16年度室工大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第25条及び国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第17条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の介護休業等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(介護休業の申出)

第3条 職員（次条に定める職員を除く。）は、要介護状態にある当該職員の家族を介護するため、介護休業をすることができる。

2 前項の要介護状態にある当該職員の家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある次の者（以下「対象家族」という。）をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫

(6) 父母の配偶者、同居の子の配偶者

(7) その他学長が認めた者

3 介護休業をしようとする職員は、介護休業申出書により、介護休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、介護休業を始めようとする日の1週間前までに、学長に申し出るものとする。

4 学長は、前項の介護休業の申し出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申し出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業をすることができない職員)

第4条 前条第1項の次条に定める職員とは、次に掲げる職員をいう。

(1) 職員就業規則第7条に規定する臨時的職員（引き続き雇用された期間が1年以上あり、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過するまでの間に雇用期間が満了することが明らかでない者を除く。）

(2) 本学と本学の職員の過半数を代表する者との書面による協定により介護休業の対象から除外することとされた職員

(介護休業の期間)

第5条 介護休業の期間は、第3条第2項に規定する対象家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を上限とし、通算して6月の期間内において必要とする期間とする。

(介護休業の期間の延長)

第6条 介護休業をしている職員は、1週間前までに学長に申し出ることにより、前条の期間内において、当該介護休業の期間の延長をすることができる。

2 介護休業の期間の延長は、1回の申出毎に1回に限るものとする。

3 第3条第4項の規定は、介護休業の期間の延長の申し出について準用する。

(介護休業中の身分)

第7条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業の終了)

第8条 介護休業は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、終了するものとする。

- (1) 介護休業に係る対象家族が死亡した場合
 - (2) 介護休業に係る対象家族との離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業に係る対象家族と当該介護休業申出をした職員との親族関係が消滅した場合
 - (3) 職員が負傷、疾病または精神若しくは身体の障害により自ら介護休業に係る対象家族を介護することが困難な状態となった場合
 - (4) 介護休業をしている職員が産前の休暇又は産後の休暇が開始された場合
 - (5) 介護休業をしている職員が新たに育児休業または介護休業を取得した場合
- (職務復帰)

第9条 介護休業の期間が満了したとき、又は介護休業が終了したときは、当該介護休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

2 前項の場合、学長は、原則として介護休業開始前の職場に復帰させるものとする。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 職員は、介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(介護時間)

第11条 職員(次条に定める職員を除く。)は、当該職員の対象家族を介護するため、1日につき4時間を超えない範囲内で、30分単位として勤務しないこと(以下「介護時間」という。)ができる。

2 第3条第3項、第4項及び前条の規定は、介護時間について準用する。

(介護時間をすることができない職員)

第12条 前条第1項の次条に定める職員とは、本学と本学の職員の過半数を代表する者との書面による協定により介護時間の対象から除外することとされた職員をいう。

(介護時間の期間)

第13条 介護時間の適用を受けることのできる期間は、第3条第2項に規定する対象家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護時間適用開始日から起算して連続する3年の期間内において必要とする期間とする。

(介護時間の終了)

第14条 第8条の規定は、介護時間について準用する。

(介護休業及び介護時間の給与の取扱い)

第15条 介護休業及び介護時間に係る給与の取扱いについては、国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則(平成16年度室工大規則第14号)、国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員の給与等に関する規則(平成26年度室工大規則第19号)及び非常勤職員就業規則による。

(実施に関し必要な事項)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度室工大規則第167号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度室工大規則第72号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度室工大規則第107号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。